

ボイラーメンテナンス職種(ボイラーメンテナンス作業)																			
作業の定義	<p>ボイラーメンテナンス作業は、ボイラー及び圧力容器安全規則に基づく定期点検確認(*1)、定期補修整備(*2)のほか、突発修理整備(*3)の作業を言う。</p> <p>*1 定期点検確認とは、ボイラー及び圧力容器安全規則(労働省令第33号)第32条の項目に準ずる自主検査を言う</p> <p>*2 定期補修整備とは、ボイラー及び圧力容器安全規則(労働省令第33号)第33条の補修その他の必要な措置を言う。</p> <p>*3 突発修理整備とは、運転中のボイラーの不具合や故障の診断及び診断結果を踏まえたボイラーの整備を言う。</p> <p>(参考1)必須業務の対象ボイラーは整備士資格が必要のないボイラーに限る。 (参考2)本審査基準は、三浦工業株式会社が試験実施機関として行うボイラーメンテナンス職種である。 (参考3)三浦工業株式会社が実習実施者となって、企業単独型技能実習により行う。</p>																		
必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う作業)	<p style="text-align: center;">第1号技能実習</p> <p>(1)ボイラーメンテナンス作業</p> <p>①ボイラー定期点検確認作業</p> <ol style="list-style-type: none"> ボイラー本体の点検・確認 燃焼装置の点検・確認 <ul style="list-style-type: none"> 油加熱器及び燃料送給装置 バーナ ストレーナ バーナタイル及び炉壁 煙道 自動制御装置の点検・確認 <ul style="list-style-type: none"> 起動及び停止の装置 火炎検出装置 燃料遮断装置 水位調節装置並びに圧力調節装置 電気配線 附属装置及び附属品(ボイラー内のもの、軟水装置及び薬注措置に限る)の点検 <ul style="list-style-type: none"> 給水装置 蒸気管及びこれに附属する弁 空気予熱器 水処理装置 その他附属品 安全装置の作動確認 <ul style="list-style-type: none"> 安全弁 水管過熱サーモ 排ガス温度サーモ 感震器 正常運転確認 点検、整備結果の記録 <p>②ボイラー定期補修整備作業</p> <ol style="list-style-type: none"> ボイラー本体の補修 燃焼装置の補修 <ul style="list-style-type: none"> 油加熱器及び燃料送給装置 バーナ ストレーナ バーナタイル及び炉壁 煙道 自動制御装置の補修 <ul style="list-style-type: none"> 起動及び停止の装置 火炎検出装置 燃料遮断装置 水位調節装置並びに圧力調節装置 電気配線 附属装置及び附属品(ボイラー内のものに限る)の補修 <ul style="list-style-type: none"> 給水装置 蒸気管及びこれに附属する弁 空気予熱器 水処理装置 その他附属品 安全装置の補修 <ul style="list-style-type: none"> 安全弁 水管過熱サーモ 排ガス温度サーモ 感震器 正常運転確認 点検、整備結果の記録 																		
	<p style="text-align: center;">第2号技能実習</p> <p>(1)ボイラーメンテナンス作業</p> <p>①ボイラー定期点検確認作業</p> <ol style="list-style-type: none"> ボイラー本体の点検・確認 燃焼装置の点検・確認 <ul style="list-style-type: none"> 油加熱器及び燃料送給装置 バーナ ストレーナ バーナタイル及び炉壁 煙道 自動制御装置の点検・確認 <ul style="list-style-type: none"> 起動及び停止の装置 火炎検出装置 燃料遮断装置 水位調節装置並びに圧力調節装置 電気配線 附属装置及び附属品(ボイラー内のもの、軟水装置、薬注装置に限る)の点検 <ul style="list-style-type: none"> 給水装置 蒸気管及びこれに附属する弁 空気予熱器 水処理装置 その他附属品 安全装置の作動確認 <ul style="list-style-type: none"> 安全弁 水管過熱サーモ 排ガス温度サーモ 感震器 正常運転確認 点検、整備結果の記録 <p>②ボイラー定期補修整備作業</p> <ol style="list-style-type: none"> ボイラー本体の補修 燃焼装置の補修 <ul style="list-style-type: none"> 油加熱器及び燃料送給装置 バーナ ストレーナ バーナタイル及び炉壁 煙道 自動制御装置の補修 <ul style="list-style-type: none"> 起動及び停止の装置 火炎検出装置 燃料遮断装置 水位調節装置並びに圧力調節装置 電気配線 附属装置及び附属品(ボイラー内のものに限る)の補修 <ul style="list-style-type: none"> 給水装置 蒸気管及びこれに附属する弁 空気予熱器 水処理装置 その他附属品 安全装置の補修 <ul style="list-style-type: none"> 安全弁 水管過熱サーモ 排ガス温度サーモ 感震器 正常運転確認 点検、整備結果の記録 <p>③ボイラー突発修理整備作業</p> <ol style="list-style-type: none"> 運転状態の確認 記録やデータからの症状診断 データ解析等による不具合箇所の特定 部品交換・補修 正常運転確認 																		
関連業務、周辺業務(上記必須業務に関する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択する事)	<p>(1)関連業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 労働安全衛生関係法令に基づき、整備に当たってボイラー整備士資格が必要なボイラー(注)に関して行う必須業務の「技能実習1号」、「技能実習2号」の欄に掲げる各作業についての補助作業 <p>(注)労働安全衛生関係法令上、整備に当たってボイラー整備士資格が必要なボイラーは以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 胴の内径が750mm超え、または、その長さが1300mm超えの蒸気ボイラー 伝熱面積が3平方メートル超えの蒸気ボイラー 伝熱面積が14平方メートル超えの温水ボイラー 伝熱面積が30平方メートル超えの貫流ボイラー(気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が400mm超えで、または、その内容積が0.4立方メートル超えのもの。) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>2. 圧力容器点検整備作業</td> <td>6. 酸洗浄作業</td> <td>10. 水質分析用水サンプリング作業</td> </tr> <tr> <td>3. 証書作成作業(点検結果報告書、効率計算報告書等)</td> <td>7. 煤洗浄作業</td> <td>11. データ解析(オンライン通信)</td> </tr> <tr> <td>4. 機器更新作業(ボイラー及び附属装置入替工事)</td> <td>8. 薬注器用薬品補充作業</td> <td>12. 燃料油処理作業</td> </tr> <tr> <td>5. ベアリング交換作業</td> <td>9. 軟水装置用再生塩補充作業</td> <td>13. 給水前処理作業</td> </tr> </table> <p>(2)周辺業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 清掃作業 部品倉庫仕分作業 <p>(3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する作業)</p> <p>上記*に同じ</p>	2. 圧力容器点検整備作業	6. 酸洗浄作業	10. 水質分析用水サンプリング作業	3. 証書作成作業(点検結果報告書、効率計算報告書等)	7. 煤洗浄作業	11. データ解析(オンライン通信)	4. 機器更新作業(ボイラー及び附属装置入替工事)	8. 薬注器用薬品補充作業	12. 燃料油処理作業	5. ベアリング交換作業	9. 軟水装置用再生塩補充作業	13. 給水前処理作業						
2. 圧力容器点検整備作業	6. 酸洗浄作業	10. 水質分析用水サンプリング作業																	
3. 証書作成作業(点検結果報告書、効率計算報告書等)	7. 煤洗浄作業	11. データ解析(オンライン通信)																	
4. 機器更新作業(ボイラー及び附属装置入替工事)	8. 薬注器用薬品補充作業	12. 燃料油処理作業																	
5. ベアリング交換作業	9. 軟水装置用再生塩補充作業	13. 給水前処理作業																	
使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)	ボイラー整備に係る校正部品(定期交換部品、保安部品、消耗部品、外装部品及びその他構成部品) ノズルチップ、着火ガイス、電極保持器、点火コード、点火トランス、ゲージガラス、安全弁、電磁弁、バルブ、ストレーナ、圧力計、圧カスイッチ、フィルタ																		
使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)	<p>①機械、設備(附属品を含む)等</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>1. 燃焼測定機器一式</td> <td>4. バイブマシン</td> </tr> <tr> <td>2. データ収集機器一式</td> <td>5. 酸洗浄装置一式</td> </tr> <tr> <td>3. エアコンプレッサ</td> <td>6. 煤洗浄装置一式</td> </tr> </table> <p>②器具等</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>1. ドライバー各種</td> <td>4. ブライヤー各種</td> <td>7. カッター</td> <td>10. 圧力計</td> </tr> <tr> <td>2. スパナ各種</td> <td>5. ハンマー各種</td> <td>8. トルクレンチ</td> <td>11. パイプレンチ</td> </tr> <tr> <td>3. メガネレンチ各種</td> <td>6. 六角レンチ各種</td> <td>9. スケール各種</td> <td></td> </tr> </table>	1. 燃焼測定機器一式	4. バイブマシン	2. データ収集機器一式	5. 酸洗浄装置一式	3. エアコンプレッサ	6. 煤洗浄装置一式	1. ドライバー各種	4. ブライヤー各種	7. カッター	10. 圧力計	2. スパナ各種	5. ハンマー各種	8. トルクレンチ	11. パイプレンチ	3. メガネレンチ各種	6. 六角レンチ各種	9. スケール各種	
1. 燃焼測定機器一式	4. バイブマシン																		
2. データ収集機器一式	5. 酸洗浄装置一式																		
3. エアコンプレッサ	6. 煤洗浄装置一式																		
1. ドライバー各種	4. ブライヤー各種	7. カッター	10. 圧力計																
2. スパナ各種	5. ハンマー各種	8. トルクレンチ	11. パイプレンチ																
3. メガネレンチ各種	6. 六角レンチ各種	9. スケール各種																	
製品の例(該当するものを選択すること。)	ボイラー整備完成品が製品である。																		
移行対象職種・作業とはならない作業例	<p>下記2業務は対象とならない</p> <ol style="list-style-type: none"> ボイラー製造工程作業 ボイラー運搬作業 																		